

* 国民健康保険のご案内 *

< 国民健康保険制度とは? >

日本では、国内のどこにいても安心して医療を受けられるように、すべての国民と一定の条件を満たす外国人は、必ず健康保険に加入することになります。

国民健康保険制度は、愛知県と犬山市が協力して運営している健康保険で、加入された人が病気やケガをしたとき、医療費の一部を負担すれば医療を受けることができる制度です。

< 国民健康保険に加入しなければいけない外国人とは? >

犬山市に住民登録している外国人（在留期間が3か月を超える人）で、次の1～7に当てはまらない人が対象になります。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 職場の健康保険に加入している人2 後期高齢者医療制度に加入している人3 生活保護を受けている人4 在留資格が切れている人（特別永住者、一時庇護許可者などを除く。）5 在留資格が、「短期滞在」、「外交」、「公用」の人6 在留資格が「特定活動」のうち、次の①、②の人<ol style="list-style-type: none">① 医療目的で入国した人とその介助者② 観光保養等目的の滞在者とその配偶者7 日本と社会保障協定を締結している国の社会保険適用証明書がある人 |
|--|

※ 在留資格が興行、技能実習、家族滞在、特定活動で在留期間が3か月以下で、住民登録がない人でも、滞在が3か月を超えることを証する書類がある人は加入できます。

< 国民健康保険に加入するための手続きは? >

加入の届け出は入国、転入及び社会保険の喪失した日から14日以内に、必ず市役所または出張所で手続きを行って下さい。

＝手続きに必要な持ち物＝

（共通）

印鑑、在留カード又はパスポート

◆ 職場の健康保険をやめたとき

社会保険（健康保険）資格喪失連絡票

◆ 犬山市に転入したとき

転出証明書

◆ 子どもが生まれたとき

母子健康手帳（先に市民課へ出生届を出してください。）

◆ 生活保護を受けられなくなったとき

保護廃止決定通知書

<国民健康保険に加入すると>

加入した人ひとりに1枚「保険証」を渡します。

保険証は、国保に加入していることの証明書であり、病院などを受診する際に窓口で保険証を見せれば、医療費の一部を負担するだけで医療を受けられます。

<国保で受けられる給付とは>

病気やケガをした時に、病院や保険薬局に保険証を提示することによって、医療費の一部を負担するだけで医療を受けることができます。

医療費の残りの部分は愛知県と犬山市が負担することとなります。

ただし、交通事故や仕事中のケガは保険証を使って診療を受けることはできません！！

◇◇◇ 国民健康保険税を納めましょう ◇◇◇

国民健康保険税は、国保に加入したみなさんが病気やケガなどで病院にかかったときの医療費に使われる大切な税金です。

万が一の病気やけがに備え、国民健康保険税は必ず決められた期限内に納めましょう!!

※ 1年間に負担していただく国民健康保険税の金額は、加入している人の世帯の前年所得と加入している人数をもとに決められます。(国保に加入している人が病院などを受診していない場合や、前年の所得がない場合も国民健康保険税は納めていただく必要があります。)

◆◆◆ 国民健康保険税を納めないと ◆◆◆

国民健康保険税を決められた期限内に納めないと、延滞金が発生します。
また、有効期限が短い保険証をお渡しする場合があります。

(問合せ先)

犬山市役所 健康福祉部 保険年金課

国民健康保険担当 (本庁舎1階)

電話：44-0327 (直通)

FAX：44-0362

メール：030400@city.inuyama.lg.jp